

薬害エイズ、ハンセン病訴訟等から学んだもの

2021年12月15日

弁護士 徳田 靖之

1 はじめに

(1) 自己紹介

1944年4月大分県別府市で生れる

父を太平洋戦争で失う

1969年4月弁護士となる

主な担当事件としては、薬害スモン、薬害エイズ、ハンセン病訴訟、薬害肝炎、みどり荘事件（えん罪）、菊池事件再審請求、JR駅無人化反対訴訟等

(2) 本日のテーマ

薬害エイズ、ハンセン病訴訟の経験を通して学んだことを明らかにして、コロナ禍社会を克服するために何が求められるのかを考えてみたい

2 薬害エイズ訴訟から学んだもの

(1) 薬害エイズとは

ア 日本の血友病患者の約40%に相当する1850人が血友病の治療薬（濃縮凝固因子製剤）に混入したエイズのウィルス（HIV）に感染した薬害

500人を超える患者がエイズを発症して死亡した

イ エイズという病気の特徴

- ① ウィルスによる性感染症
- ② 感染者が子ども達、青年に集中した
- ③ 同性愛者への感染拡大
- ④ 発展途上国での感染拡大（特にサウスサハラ）

(2) 薬害エイズにみる薬害の発生・拡大をもたらす構造について

ア 歴史的な経過

- 1982年7月 アメリカ国立防疫センター（CDC）血友病患者のHIV感染3例報告
- 1983年1月 アメリカ血友病財団、濃縮製剤のHIV汚染について警告
- 2月 トラベノール社の加熱処理製剤認可
- 3月 アメリカ国立防疫センター（CDC）
「血友病患者のHIV感染は、濃縮血液製剤が原因」
- 5月 パスツール研究所モンタニエ博士がHIVの分離に成功
CDCは、HIV感染防止のために加熱処理を勧告
- 6月 厚生省エイズ実態把握に関する研究班（第1回）
帝京大症例（血友病患者）のHIV感染を認めず
- 1985年7月 日本における加熱製剤の一括承認

イ 何故、血液製剤の加熱処理承認が2年5月も遅れたのか

- ① 日本の製薬会社は、自社の利益のためにアメリカの加熱製剤の輸入承認を阻止し続けた
- ② 国（厚生省）は、国内の製薬会社の利益を守るためにこれを受け入れた
- ③ 血友病専門医は、血友病患者に対して非加熱の製剤の使用を続けるよう指示した
- 三位一体の薬害構造 → 1850名も血友病患者のHIV感染

ウ 製薬会社の本質とコロナワクチン

- ① エイズの発症予防策をめぐる製薬会社の策動
- ② コロナワクチンをめぐる格差と製薬会社
- (3) エイズ予防法をめぐる策動と偏見差別の拡大

ア エイズパニックの演出

- ① 神戸パニック ② 高知パニック

イ エイズ予防法の制定

ウ 学校現場における差別と子ども達

エ 医療現場における差別と医の倫理

(4) 薬害エイズ訴訟の意義と差別とたたかった人々

ア 薬害エイズ訴訟の意義

- ① 薬害の加害構造を明らかにした
- ② 被害を法廷で明らかにしていくことを通じて原告らが被害から回復していくこととなった
- ③ エイズ治療研究開発センター（ACC）の設置をはじめとする恒久対策
- ④ エイズ予防法の廃止

イ エイズ差別とたたかった人々

3 ハンセン病訴訟から学んだもの

(1) ハンセン病問題とは何か

ア ハンセン病とはどういう病気か

- ① 「らい菌」による慢性感染症
- ② らい菌は、末梢神経に感染する
- ③ 後遺症として末梢神経のマヒによる外貌の変形、脱落を生じる
- ④ その故に古来から偏見・差別の対象となった
- ⑤ 感染力が強くないため家族内感染が多い → 遺伝病との誤った認識をもたらした
- ⑥ 1940年代に特效薬が開発された

イ 日本におけるハンセン病隔離政策の歴史

- ① 1907年（明治40年） 法律第12号（国辱論）
- ② 1931年（昭和6年） 旧らい予防法（民族浄化論）
- ③ 1953年（昭和27年） 新らい予防法（公共の福祉論）

ウ 日本の隔離政策の世界に例のない特徴

- ① 強制労働
- ② 断種、墮胎（優生政策）

③ 無らい県運動

エ 無らい県運動下で何が起こったか

- ① 地域での排除
- ② 学校での差別・排除
- ③ 結婚・就職

オ ハンセン病差別の二重構造

- ① 差別の根源は、国策にある
- ② 社会内で現実に差別・排除を行うのは、隣人、教師、親戚等の民衆である

(2) ハンセン病差別の現在性

- ① 黒川温泉宿泊拒否事件（別紙資料）
- ② 離婚

(3) 私がハンセン病問題から学んだもの

- ① 救うという意識に差別が潜んでいる
- ② 人間ってすばらしい！
- ③ 被害者本人の訴えが、裁判を、社会を変える